

関市農業委員会総会議事録

場所：関市役所 大会議室

○議事日程

平成25年6月7日（金曜日）午前10時 開議

- (1) 議事録署名委員の指名
- (2) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- (4) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- (5) 議案第4号 事業計画変更申請に対する意見について
- (6) 議案第5号 農用地利用集積計画の承認について
- (7) 議案第6号 平成24年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び
平成25年度の目標及びその達成に向けた活動計画の承認について
- (8) 報告第1号 農地法第18号第6項の規定による届出について

○出席委員（34名）

2番 大竹 誠 君	3番 東山 武司 君	4番 栗倉 秀夫 君
5番 小川 亮二 君	6番 深川 俊朗 君	7番 加藤 徹 君
8番 大澤 慶一 君	9番 沼田 久男 君	11番 兼村 正美 君
12番 石木 治男 君	13番 篠田 権三 君	14番 村井 雅之 君
15番 山田 公平 君	16番 山本 武 君	17番 足立 孝弘 君
18番 中村 睦明 君	19番 美濃羽 久 君	20番 鈴木 和道 君
21番 土屋 尊史 君	22番 土屋 顯弘 君	23番 丹羽 喜和 君
24番 相宮 千秋 君	25番 永井 博光 君	26番 野村 茂 君
27番 林 修美 君	28番 長屋 芳成 君	29番 日置 香 君
30番 藤川 勝 君	31番 村上 忠一 君	32番 伊佐地鐵夫 君
33番 川村 信子 君	34番 長尾 初恵 君	35番 岩田 幸子 君
36番 武藤 隆夫 君		

○欠席委員（1名）

10番 天野 邦男 君

○委員以外の出席者

農業委員会事務局長	玉田 和久 君	農業委員会事務局課長補佐	長尾 成広 君
農業委員会事務局係長	古田 考幸 君	農業委員会事務局書記	河村 茂範 君
板取事務所 課長補佐	黒野 幸男 君	武芸川事務所 主任主査	永井 治美 君
武儀事務所 課長補佐	川島 友教 君	上之保事務所 主事	加藤 恵子 君
洞戸事務所 主任主査	河村 茂 君		

午前10時00分 開会

○事務局課長補佐（長尾成広君） それでは、これから農業委員会総会を始めさせていただきます。まず、市民憲章のご唱和をお願いします。ご起立ください。

（市民憲章を唱和）

ありがとうございました。ご着席ください。

続きまして、5月8日に三輪正善さんの辞職に伴いまして、今回からは議会推薦により武藤隆夫さんをお願いすることになりましたので、辞令を渡したいと思います。

○農業委員会事務局長（玉田和久君）

（武藤隆夫委員へ辞令交付）

○事務局課長補佐（長尾成広君）

続きまして、深川俊朗会長からご挨拶をお願いします。

○議長（深川俊朗君） 農繁期が終わりまして、今年は天候が暑かったり寒かったりということで、農業作況調査によりますと、水稻の生育状況があまりよくないということで心配ですし、病害虫の発生にも気を付けていただきたいと思います。農業委員の活動も残り1年となってきましたので、農業委員活動の総仕上げということで、皆様と一緒にがんばっていききたいと思いますので、よろしくお願いいたします。また、農業後継者の育成ということ为先月もお話しさせていただきましたが、近隣の坂祝で婚活活動が行われておりましたのを玉田事務局長と見学してきましたので、総会終了後に報告させていただきます。

それでは、本日は経済部長が公務により欠席のため、事務局長にあいさつをお願いします。

○農業委員会事務局長（玉田和久君） いつも関市の農政にご支援、ご協力、ありがとうございます。安倍総理が成長戦略の1つとして、攻めの農林水産業を打ち出しました。農業の所得を倍増するということも言っております。また、農地の中間管理機構を各県に作り、機構によって農地の貸し借りを進めたり、ほ場整備を進めたりと国も農業に大きな力を入れていくと言っております。これから農業が大きく変化していくと思われますので、皆様方と力をともにしながら頑張っていきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○議長（深川俊朗君） ただ今から、関市農業委員会総会を開きます。本日は、10番 天野邦男委員が欠席ですが、会議規則第8条により委員の過半数の出席により総会が成立しました。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

14番 村井 雅之委員、15番 山田 公平委員のお二人をお願いします。

これより、議案の審議に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君） 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、説明させていただきます。

1番の案件は、位置図は1ページになります。

所有権移転で、申請地は神野地内の4筆で、藤谷天神神社の北北東300mほどに位置する農振農用地の田2筆及び畑1筆、計3筆4,228㎡、及び県道神野美濃線の正洞橋の南西40mほどに位置する農振農用地の田、1,950㎡です。

申請人は受贈者で、譲受人は、遺言により農地を譲り受け、農業に従事したいというもの。譲渡人は3月に死亡しており、遺言により贈与したいというもの。

5月20日に現地確認をし、畑及び田で農地性有りと確認しました。

続いて、2番の案件は、位置図は2ページになります。

所有権移転で、申請地は、倉知地内、下倉知公民館の北180mほどに位置する田、1,315㎡です。

譲受人は、農業経営の拡大を図るため従兄より持分12分の1を譲り受けるもの。譲渡人は高齢に加え居住地が遠方のため、農業経営が困難のため、従兄である譲受人へ持分12分の1を贈与したいというもの。

5月20日に現地確認をし、田で農地性有りと確認しました。

続いて、3番の案件は、位置図は3ページになります。

所有権移転で、申請地は、倉知地内の1筆で、創価学会関文化会館の北隣に位置する田122㎡です。

譲受人は、農業経営を拡張するため申請地を譲り受けたいというもの。譲渡人は、農業経営が困難なため譲受人の申し出に応じるもの。

5月21日に現地確認をし、畑で農地性有りと確認しました。

続いて、4番の案件は、位置図は4ページになります。

所有権移転で、申請地は、富之保地内の4筆で、山加産業武儀工場の南南東330mほどに位置する登記地目が田、現況地目が畑、188㎡及び山加産業武儀工場の南西50mほどに位置する登記地目が田、現況地目が畑、1,054㎡並びに田2筆、計4筆6,178㎡です。

譲受人は新規に農業経営をするため申請地を譲り受けたいというもの。譲渡人は、高齢に加え居住地が遠方により農業経営が困難のため、譲渡人の申し出に応じるもの。

5月20日に現地確認をし、畑及び田で農地性有りと確認しました。

続いて、5番の案件は、位置図は5ページになります。

使用貸借権の設定で、申請地は、富之保地内、山加産業武儀工場の南西120mほどに位置する田、1,229㎡です。

使用借人は新規に農業経営をするため申請地を譲り受けたいというもの。使用貸人は、高齢により農業経営が困難のため、使用借人の申し出に応じるもの。

5月20日に現地確認をし、田で農地性有りと確認しました。

続いて、6番の案件は、位置図は6ページになります。

所有権移転で、申請地は、武芸川町谷口地内の2筆で武芸小学校北の100mに位置する畑、計2筆415㎡です。

譲受人は、農業経営を拡張するため申請地を譲り受けたいというもの。譲渡人は、農業経営が困難なため譲受人の申し出に応じるもの。

5月20日に現地確認をし、畑で農地性有りと確認しました。

以上、所有権移転に関するもの5件、使用貸借権の設定に関するもの1件、計6件につきまして、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（深川俊朗君） 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。

○3番（東山武司君） 1番について異議ありません。

○9番（沼田久男君） 2番、3番について異議ありません。

○22番（土屋顯弘君） 4番、5番について異議ありません。

○30番（藤川 勝君） 6番について異議ありません。

○議長（深川俊朗君） これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第1号について、原案のとおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第1号の6件を原案のとおり許可することといたします。

次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君） 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について、説明させていただきます。

1番の案件は、位置図は7ページになります。

申請地は、天徳町一丁目地内、天徳寺の南隣に位置する田、509㎡です。

申請人は、天徳寺駐車場が手狭なため、駐車場を建築し、お寺へ貸し付けるというもの。

5月20日に現地確認をし、田で農地性有りと確認しました。

また、隣接農地の隣地承諾書の添付があります。

なお、農地の区分は都市計画法の用途地域内のため、第3種農地と判断します。

続いて、2番の案件は、位置図は8ページになります。

申請地は、志津野地内、富野保育園の南東260mほどに位置する市道沿いにある登記地目が田、現況地目が宅地、46㎡及び登記地目が畑、現況地目が宅地、36㎡、計2筆82㎡です。

申請人は、住宅が手狭になってきたため、申請地に一般個人住宅と車庫を建設したいというもの。

5月20日に現地確認をしたところ、宅地の状況であったため、始末書の添付があります。

なお、農地の区分は、近隣に小学校、保育園など公共施設が連担しているため、第3種農地と判断します。

続いて、3番の案件は、位置図は9ページになります。

申請地は、倉知地内、下倉知公民館の東南東310mに位置する市道沿いにある登記地目が田、現況地目が宅地、計2筆616㎡です。

申請人は、手狭になってきた現住宅の倉庫の代わりに、以前居住していた住居の北側に、自己用倉庫を建設したいというもの。

5月21日に現地確認をし、宅地の状況であったため、始末書の添付があります。

なお、農地の区分は都市計画法の用途地域内のため、第3種農地と判断します。

続いて、4番の案件は、位置図は、10ページになります。

所有権移転で、申請地は、下之保地内、道の駅平成の北東400mほどに位置する市道沿いにある登記地目が畑、現況地目が宅地、247㎡です。

申請人は、住居が手狭になってきたため、隣接する申請地を購入し、自己のための住宅を建築したいというもの。

5月20日に現地確認をし、宅地の状況であったため、始末書の添付があります。

また、隣接農地の隣地承諾書の添付があります。

なお、農地の区分は、住宅、事業施設が連担しているため、第3種農地と判断します。

5条許可申請の19番案件と同時許可案件です。

以上4件について、ご審議をお願いします。

○議長（深川俊朗君） 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。

○議長（深川俊朗君） 1番、2番について異議ありません。

○9番（沼田久男君） 3番について異議ありません。

○議長（深川俊朗君） これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第2号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第2号の3件を原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君） 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、説明させていただきます。

1番の案件は、位置図は11ページになります。

所有権移転で、申請地は、桜ヶ丘3丁目地内、関高校の南110mほどに位置する県道沿いにある登記地目が田、現況地目が畑、197㎡及び畑3筆1、126㎡並びに、登記地目が畑、現況地目が雑種地278㎡、計5筆1、601㎡です。

譲受人は、申請地は、近隣に住宅や公共施設があり、分譲地に適していると考え、譲り受け、宅地分譲するというもの。譲渡人は、高齢に加え居住地が遠方により農業経営が困難のため、譲渡人の申し出に応じるもの。

5月21日に現地確認をし、桜ヶ丘3丁目177番地以外は、畑で農地性有りと確認しました。

177番地については、雑種地で、始末書の添付があります。

なお、農地の区分は都市計画法の用途地域内のため、第3種農地と判断します。

続いて、2番の案件は、位置図は12ページになります。

賃貸借権の設定で、申請地は、平成通二丁目地内、関中央病院の南西20mほどに位置する市道沿いにある田、計2筆1、327㎡です。

賃借人は、申請地を借り受けて眼科診療所を建設したいというもの。賃貸人は、高齢により農業経営が困難のため、賃借人の申し出に応じるというもの。

5月21日に現地確認をし、田で農地性ありと確認しました。

また、隣接農地の隣地承諾書の添付があります。

なお、農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため、第3種農地と判断します。

賃貸借の期間は、30年間としています。

続いて、3番の案件は、位置図は13ページになります。

所有権移転で、申請地は、神野地内、本郷集会場の南隣に位置する県道関金山線沿いにある田、808㎡です。

譲受人は、申請地北側に公民館を所有し、現在の駐車場では手狭のため駐車場を拡張したいというもの。譲渡人は、高齢により農業経営が困難のため、譲受人の申し出に応じ譲り渡すもの。

5月20日に現地確認をし、畑で農地性ありと確認しました。

なお、農地の区分は、住宅、事業施設が連坦しているため、第3種農地と判断します。

続いて、4番の案件は、位置図は14ページになります。

所有権移転で、申請地は、神野地内、岐阜アグリフーズ関事業所の南220mほどに位置する市道に接している登記地目が畑、現況地目が雑種地21㎡、登記地目が畑、現況地目が宅地76㎡、畑2筆104㎡、及び、岐阜アグリフーズ関事業所の南100mほどに位置する登記地目が田、現況地目が山林2筆412㎡、計6筆613㎡です。

譲渡人（遺贈者）は、3月に死亡し、公正証書遺言により、譲受人に譲り渡すというもの。譲受人は、遺贈により譲り受け、植林地として活用するといというもの。

5月20日に現地確認をし、宅地、畑、山林の状況でした。

なお、農地の区分は、第2種以外の農地に該当しないと考えられるため、第2種農地と判断します。

続いて、5番の案件は、位置図は15ページになります。

賃貸借権の設定で、申請地は、小野地内、中部電力北部変電所の北100mほどに位置する農振農用地である田、計6筆10,122㎡です。

賃借人は、申請地を借り受けて、公共工事等の建設残土の埋め立て地として活用し、その後は農地として復元するという、農地嵩上げによる一時転用です。賃貸人は、賃借人の申し出に応じるといいうもの。

5月20日に現地確認をし、田で農地性ありと確認しました。

賃貸借の期間は、2年間としています。

続いて、6番の案件は、位置図は16ページになります。

賃貸借権の設定で、申請地は、小野地内、中部電力北部変電所の北西150mほどに位置する農振農用地である田、計2筆3,578㎡です。

賃借人は、申請地を借り受けて、公共工事等の建設残土の埋め立て地として活用し、その後は農地として復元するという、農地嵩上げによる一時転用です。賃貸人は、賃借人の申し出に応じるといいうもの。

5月20日に現地確認をし、田で農地性ありと確認しました。

賃貸借の期間は、2年間としています。

続いて、7番の案件は、位置図は17ページになります。

使用貸借権の設定で、申請地は、西田原地内、寿金属工業関工場の南150mほどに位置する畑、391㎡です。

申請人は孫夫婦とその祖父で、借受人である孫夫婦は、現在、居住している住居が手狭になったため、自己のための住宅を建築したいというもの。貸付人である祖父は、孫夫婦の申し出に応じ、申請地を貸し付けるといいうもの。

5月21日に現地確認をし、畑で農地性ありと確認しました。

また、隣接農地の隣地承諾書の添付があります。

なお、農地の区分は、住宅、事業施設が連坦しているため、第3種農地と判断します。

使用貸借の期間は、30年間としています。

続いて、8番の案件は、位置図は18ページになります。

所有権移転で、申請地は、神明町4丁目地内、稲口ランドの北東100mほどに位置する市道沿いにある登記地目が畑、現況地目が雑種地、661㎡です。

譲受人は、申請地は、区画整理区域内にあり、分譲地に適していると考え、宅地分譲するといいう

もの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すもの。

5月21日に現地確認をし、雑種地の状況であったため、始末書の添付があります。

また、隣接農地の隣地承諾書の添付があります。

なお、農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため、第3種農地と判断します。

続いて、9番の案件は、位置図は、19ページになります。

所有権移転で、申請地は、宝山町地内、安田医院の北40mほどに位置する市道沿いにある田、748㎡です。

譲受人は、水道業を営んでいて、事務所が手狭になったため、申請地を事務所の敷地として購入し、貸し付けるといふもの。譲渡人は、農業経営が困難のため、譲受人の申し出に応じるもの。

5月21日現地確認をし、田で農地性有りと確認しました。

また、隣接農地の隣地承諾書の添付があります。

なお、農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため、第3種農地と判断します。

続いて、10番の案件は、位置図は20ページになります。

所有権移転で、申請地は、倉知地内、下倉知公民館の北330mほどに位置する市道沿いにある田、730㎡です。

譲受人は、申請地が市道に接し、土地の形状もいいことから分譲地に適していると考え、譲り受け、宅地分譲するといふもの。譲渡人は、高齢により農業経営が困難のため、譲受人の申し出に応じるというもの。

5月21日現地確認をし、田で農地性有りと確認しました。

また、隣接農地の隣地承諾書の添付があります。

なお、農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため、第3種農地と判断します。

続いて、11番の案件は、6月3日に取り下げ申請されました。

続いて、12番の案件は、位置図22ページになります。

所有権移転で、申請地は、下有知地内、今宮公民センターの北東200mほどに位置する市道沿いにある畑、871㎡です。

譲受人は、現在、居住している住居が手狭になったため、自己のための住宅を建築したいというもの。譲渡人は、高齢により農業経営が困難のため、譲受人の申し出に応じ申請地を譲り渡すもの。

5月21日に現地確認をし、畑で農地性ありと確認しました。

なお、農地の区分は、住宅、事業施設が連坦しているため、第3種農地と判断します。

続いて、13番の案件は、位置図23ページになります。

賃借権の設定で、申請地は、保明地内、保戸島橋の西180mほどに位置する市道沿いにある農振農用地の田、3,384㎡です。

借受人は砂利採取及び販売業を営んでおり、申請地に埋蔵する砂利を一時転用により採取したいというもの。貸付人は申し出に応じるもの。

5月21日に現地確認をし、田で農地性有りと確認しました。

一時転用の期間は、1年間としています。

また、隣接農地の隣地承諾書の添付があります。

続いて、14番の案件は、位置図24ページになります。

所有権移転で、申請地は、小瀬長池町地内、三洋堂関店の南南東120mほどに位置する市道沿いにある田、244㎡です。

譲受人は、現在、居住している住居が手狭になったため、自己のための住宅を建築したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ申請地を譲り渡すもの。

5月21日に現地確認をし、田で農地性有りを確認しました。

また、隣接農地の隣地承諾書の添付があります。

なお、農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため、第3種農地と判断します。

続いて、15番の案件は、位置図は、同じく25ページになります。

所有権移転で、申請地は、小瀬地内、国道156号線の星ヶ丘交差点の南110mほどに位置する宅地を介して市道に接している登記地目が田、現況地目が畑、317㎡です。

譲受人は、住居が手狭になったため、隣接する親の所有する申請地を購入し、自己のための住宅を建築したいというもの。譲渡人は、譲受人である娘の申し出に応じ申請地を譲り渡すもの。

5月21日に現地確認をし、畑で農地性有りを確認しました。

また、隣接農地の隣地承諾書の添付があります。

なお、農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため、第3種農地と判断します。

続いて、16番の案件は、位置図26ページになります。

使用貸借権の設定で、申請地は、西福野町二丁目地内、福野公園の南東50mほどに位置する市道沿いにある田、310㎡です。

申請人は親子で、借受人は、貸付人の娘夫婦であり、現在、アパート住まいで住居が手狭になったため、自己のための住宅を建築したいというもの。貸付人である父は、娘夫婦の申し出に応じ、申請地を貸し付けるもの。

5月21日に現地確認をし、田で農地性ありを確認しました。

なお、農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため、第3種農地と判断します。

使用貸借の期間は、20年間としています。

続いて、17番の案件は、位置図27ページになります。

使用貸借権の設定で、申請地は、小屋名地内、国道156号線と国道248号線の交わる小屋名交差点の北120mほどに位置する宅地を介して市道に接している畑、計2筆400㎡です。

申請人は親子で、借受人は、現在、アパート住まいで住居が手狭になったため、自己のための住宅を建築したいというもの。貸付人である父は、息子夫婦の申し出に応じ、申請地を貸し付けるもの。

5月21日に現地確認をし、畑で農地性ありを確認しました。

また、隣接農地の隣地承諾書の添付があります。

なお、農地の区分は、住宅、事業施設が連坦しているため、第3種農地と判断します。

使用貸借の期間は、30年間としています。

続いて、18番の案件は、位置図は、28ページになります。

所有権移転で、申請地は、中之保地内、中之保公園の南東250mほどに位置する登記地目が畑、現況地目が雑種地、548㎡です。

譲受人は、現在親と居住しているが、住居が手狭になってきたため、隣接する申請地を購入し、自己のための住宅を建築したいというもの。譲渡人は、居住地が遠方により農業経営が困難のため、譲受人の申し出に応じ申請地を譲り渡すもの。

5月20日に現地確認をし、雑種地の状況であったため、始末書の添付があります。

また、隣接農地の隣地承諾書の添付があります。

なお、農地の区分は、周辺に代替地がなく、住宅事業施設等が連担する区域に隣接する概ね10ha未満の農地のため、第2種農地と判断します。

続いて、19番の案件は、位置図は、29ページになります。

所有権移転で、申請地は、下之保地内、道の駅平成の北東400mほどに位置する市道沿いにある登記地目が畑、現況地目が宅地、164㎡です。

譲受人は、住居が手狭になってきたため、隣接する申請地を購入し、自己のための住宅を建築したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ申請地を譲り渡すもの。

5月20日に現地確認をし、宅地の状況であったため、始末書の添付があります。

また、隣接農地の隣地承諾書の添付があります。

なお、農地の区分は、住宅、事業施設が連担しているため、第3種農地と判断します。

4条許可申請の4番案件と同時許可案件です。

続いて、20番の案件は、位置図は、同じく30ページになります。

所有権移転で、申請地は、下之保地内、平成茶屋の北西700mほどに位置する登記地目が畑、現況地目が山林、計5筆1,488㎡です。

譲受人は、本来の所有者であり登記名義が変えてないため、今回贈与により譲り受けるもの。譲渡人は、本来の所有者である譲受人に贈与し申請地を譲り渡すもの。

5月20日に現地確認をし、山林の状況であったため、始末書の添付があります。

また、隣接農地の隣地承諾書の添付があります。

なお、農地の区分は、第2種以外の農地に該当しないと考えられるため、第2種農地と判断します。

続いて、21番の案件は、位置図は、同じく31ページになります。

所有権移転で、申請地は、下之保地内、下之保木材の北北西240mほどに位置する畑、計2筆435㎡です。

譲受人は、現在申請地の隣接地にて自動車修理業を営んでいるが、敷地が手狭になってきたため、今回自動車置き場及び部品の倉庫敷地として譲り受けるもの。譲渡人は、居住地が遠方により農業経営が困難のため、譲受人の申し出に応じ申請地を譲り渡すもの。

5月20日に現地確認をし、畑で農地性ありと確認しました。

また、隣接農地の隣地承諾書の添付があります。

なお、農地の区分は、周辺に代替地がなく、第2種以外の農地に該当しないと考えられるため、第2種農地と判断します。

続いて、22番の案件は、位置図は、同じく32ページになります。

所有権移転で、申請地は、武芸川町八幡地内、関市武芸川事務所の南120mほどに位置する宅地を介して市道に接している登記地目が宅地、現況地目が畑、133.34㎡です。

譲受人は、申請地及びその隣接地にて自動車修理業を営むため、申請地等を一括購入し、譲り受けるもの。譲渡人は、高齢により農業経営が困難のため、譲受人の申し出に応じ申請地を譲り渡すもの。

5月20日に現地確認をし、畑で農地性ありと確認しました。

また、隣接農地の隣地承諾書の添付があります。

なお、農地の区分は、住宅、事業施設が連担しているため、第3種農地と判断します。

続いて、23番の案件は、位置図は、同じく33ページになります。

所有権移転で、申請地は、武芸川町谷口地内、桶森公民館の北東120mほどに位置する市道沿いにある畑、計4筆322㎡です。

譲受人は、現在、アパート住まいで住居が手狭になったため、申請地及び隣接地の原野を購入し、自己のための住宅を建築したいというもの。譲渡人は、相続により農地を取得したが農業経営が困難のため、譲受人の申し出に応じ申請地を譲り渡すもの。

5月20日に現地確認をし、畑で農地性ありと確認しました。

また、隣接農地の隣地承諾書の添付があります。

なお、農地の区分は、住宅、事業施設が連坦しているため、第3種農地と判断します。

以上、所有権移転に関するもの15件、賃貸借権の設定に関するもの4件、使用貸借権の設定に関するもの3件の、計22件につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（深川俊朗君） 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きます。

○議長（深川俊朗君） 1番、2番について異議ありません。

○3番（東山武司君） 3番、4番、5番、6番について異議ありません。

○4番（栗倉秀夫君） 7番について異議ありません。

○7番（加藤 徹君） 8番、9番について異議ありません。

○9番（沼田久男君） 10番について異議ありません。

○議長（深川俊朗君） 12番について異議ありません。

○13番（篠田権三君） 13番について異議ありません。

○16番（山本 武君） 14番、15番、16番について異議ありません。

○17番（足立孝弘君） 17番について異議ありません。

○19番（美濃羽久君） 18番について異議ありません。

○20番（鈴木和道君） 19番、20番、21番について異議ありません。

○24番（相宮千秋君） 22番について異議ありません。

○30番（藤川 勝君） 23番について異議ありません。

○議長（深川俊朗君） これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第3号の22件について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第3号の所有権移転に関するもの15件、賃貸借権の設定に関するもの4件、使用貸借権の設定に関するもの3件の、計22件を岐阜県知事に進達することといたします。

次に、議案第4号 事業計画変更申請に対する意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君） 議案第4号 事業計画変更申請に対する意見について、説明させていただきます。

1番の案件は、位置図は34ページになります。

申請地は、小屋名地内、西部保育園の南250mほどに位置する市道沿いにある登記地目が畑、現況地目が宅地、197㎡です。

当初事業計画者は、昭和57年2月23日転用許可により、北側にある自己用住宅の南隣にある申請地に離れを建設する予定であったが、その後資金繰りに支障をきたし、整地したところで計画

が頓挫したというもの。承継者は、当初事業計画者の息子であり、申請者である父が亡くなり、母親の傍らに住みたいと考え、自己用住宅を建設するために譲り受けるというもの。なお、所有権は母親にあり、使用貸借により使用するもの。

5月21日に現地確認をしたところ、宅地と確認しました。

続いて、2番の案件は、位置図は35ページになります。

申請地は、板取地内、湯元すぎ嶋の南西700mほどに位置する田、計3筆2,119.98㎡です。

当初事業計画者は、平成23年5月に転用許可により、公共工事の残土による田の嵩上げにより、畑地転換する計画でしたが、計画の高さまで残土がなく、許可期間内での計画遂行が困難な状況となったため、昨年の平成24年7月に事業計画変更の許可により延長したものの、今回の事業計画変更により工期を平成26年6月まで再延長することや規模の縮小をすることとしたもの。

5月20日に現地確認をし、事業の途中であり雑種地の状況でした。

続いて、3番の案件は、位置図は36ページになります。

申請地は、武芸川町谷口地内、武芸谷口郵便局の北300mほどに位置する登記地目が畑、現況地目が雑種地、計2筆362㎡です。

当初事業計画者は、申請地に昭和63年8月31日5条転用許可により、資材置き場の計画をしたが、整地したところで計画が頓挫したというもの。承継者は、自己用住宅を建設するために、譲り受けるというもの。

5月21日に現地確認をしたところ、雑種地と確認しました。

以上、3件につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（深川俊朗君） 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きます。

○17番（足立孝弘君） 1番について異議ありません。

○29番（日置 香君） 2番について異議ありません。

○30番（藤川 勝君） 3番について異議ありません。

議長（深川俊朗君） これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第4号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第4号の3件を原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

次に、議案第5号 農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君） 議案第5号 農用地利用集積計画の承認について、説明させていただきます。

関市長より、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められたので、意見を求めます。

賃貸借権の設定に関するもの2筆2件、使用貸借権の設定に関するもの40筆16件、計42筆18件について、承認を求められています。内訳としまして、新規が42筆で、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地目は、田が34筆で、計38,915㎡、畑が8筆で、計15,421㎡です。

地区は、千疋、田原、広見、武芸川町平の4地区です。設定を受ける者は、PLUS(株)ほか、計4者です。

以上、農用地利用集積計画の承認につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（深川俊朗君） 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第5号について、原案のとおり承認することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第5号の原案のとおり承認することといたします。

次に、議案第6号 平成24年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び平成25年度の目標及びその達成に向けた活動計画の承認についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君） 議案第6号 平成24年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び平成25年度の目標及びその達成に向けた活動計画の承認について、説明させていただきます。

平成24年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び平成25年度の目標及びその達成に向けた活動計画の承認についてでございますが、4月の総会の際に、説明をさせていただき、ご承認をいただきまして、その後、4月18日（木）より、5月17日（金）までの一ヶ月間、関市ホームページにおきまして、パブリックコメントをおこないました。意見につきましては、昨年と同様一件もありませんでした。つきましては、岐阜県及び岐阜県農業会議へ報告させていただきますが、再度ご承認を求めるものでございます。なお、説明については、省略させていただきます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（深川俊朗君） 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第6号について、原案のとおり承認することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第6号の原案のとおり承認することといたします。

次に、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君） 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について、説明させていただきます。

今回1件の届け出があります。

賃借人は、有限会社むげがわ農産で、農用地外の田、計2筆1143㎡です。

合意解約日は、平成24年4月1日、土地引渡日も同じく、平成24年4月1日でございます。

以上、1件につきまして報告させていただきます。

○議長（深川俊朗君） 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、報告第１号については報告案件ですのでよろしくお願いいたします。
以上をもちまして、議案の審議はすべて終了いたしました。

その他について事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君） 次回の総会は７月８日午前１０時から予定です。それから、地域別農業委員研修会が、７月９日の午後１時から、わかくさ・プラザの多目的ホールで行われますので、ご出席の方よろしくお願いします。活動事例につきましては、関市が発表することになっております。これからの主な行事予定は、６月１７日が転用申請等受付締切日で、６月１８日、１９日が転用申請等現地確認日で６月２８日が農業会議答申日です。

○議長（深川俊朗君） これをもちまして閉会といたします。ご苦勞様でございました。

午前１１時１５分 閉会

本日の会議の顚末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 関市西神野 6 4 1 番地

㊟

1 4 番 関市広見 7 0 5 番地 1

㊟

1 5 番 関市下白金 1 1 7 番地

㊟